

# 資料編

## 加古川市内にある矯正施設の概要

加古川市内には 4 つの矯正施設があり、処遇の充実や社会復帰等の支援に向けて、地域や関係機関と連携したさまざまな取り組みが進められています。

### ◇加古川刑務所（所在地：加古川町大野 1530）

沿革：昭和 23 年 大阪陸軍航空補給廠跡に大阪刑務所加古川建築場として発足  
昭和 24 年 加古川刑務所として独立  
平成 24 年 女子受刑者収容開始

収容定員：1,281 名（一般区 961 名、女区 200 名、開放区 120 名）

- ・執行刑期が 10 年未満で犯罪傾向が進んでいない者、執行刑期が 10 年未満で犯罪傾向が進んでいない 26 歳未満の者、禁錮受刑者、女子受刑者を収容しています。

#### 施設の特徴

- ・女子受刑者を収容するための「女区」、交通事犯の男子受刑者等を収容するための「開放区」があり、それらの区は「一般区」の男子受刑者と分かれています。
- ・平成 29 年度から県内の関係機関の協力を得て、「女子施設地域連携事業」として女子受刑者に対して生活・保健指導、カウンセリング、社会福祉相談を行っています。
- ・公共サービス改革法による給食業務の民間委託を行っています。
- ・性犯罪再犯防止指導の推進基幹施設、就労支援強化矯正施設、高等学校卒業程度認定試験特別指導施設の指定を受けており、受刑者の再犯防止、社会復帰を目指した各種指導、支援を行っています。

#### 地域との連携等

- ・社会貢献作業として、市所有の車椅子の清掃作業を、刑務所内において行っています。

### ◇播磨社会復帰促進センター（所在地：八幡町宗佐 544）

沿革：平成 19 年 PFI 方式を活用した官民協働の刑務所として発足

収容定員：1,000 名（うち特化ユニット 120 名）

- ・26 歳以上の犯罪傾向が進んでいない、刑期 8 年未満の男子受刑者を収容しています。

#### 施設の特徴

- ・全国には 4 ヶ所の PFI 刑務所があり、当センターでは施設の管理、収容監視、警備、受刑者処遇の一部を民間企業に委託しています。
- ・特化ユニットでは、軽度の精神疾患や知的障害のある受刑者を収容し、アニマルセラピー等により社会適応力の向上を目指しています。
- ・ビル・ハウスクリーニングや情報処理技術、介護福祉など資格取得教育に力を入れ、就業へとつながるようにしています。
- ・就労先の未確定者については、出所時まで就労先を確定させることが再犯防止において重要な要素を占めているため、ハローワーク加古川の就職支援ナビゲーターが週 2 回駐在して就労支援面接を実施するとともに、受刑者が希望した企業との採用面接も実施しています。加えて、受刑者の雇用に協力的である企業の施設見学を実施して、受刑者の就労に係る協力を依頼しています。

#### 地域との連携等

- ・施設内の食堂を地域住民に開放したり、近隣の児童福祉施設に施設内農場で芋ほり体験をしてみらうなど、地域住民との共生を図っています。
- ・社会貢献作業、奉仕活動として、近隣の神社や公共施設等の清掃作業を行っています。

◇加古川学園（所在地：八幡町宗佐 544）

沿革：昭和 24 年 現在地で開設（加古川トラピスチヌ女子修道院跡地）

平成 12 年 播磨学園を分院とする本院として正式運用

収容定員：180 名

- ・社会適応課程Ⅰ（A1）：義務教育終了者のうち、就労上、修学上等、社会適応上の問題がある 17～19 歳の者
- ・支援教育課程Ⅲ（N3）：義務教育終了者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ等に応じた配慮を要する 15～19 歳の者（N3 を有する少年院は近畿で唯一）

施設の特徴

- ・全国の少年院のうち、4 庁のみで実施している大型特殊自動車運転免許取得のための訓練コースを備え、建設系の各種技能の習得や資格取得に向けた指導を行っています。
- ・絵手紙作成や音楽療法、ドッグトレーニングなどを通じて、情操の涵養や生命尊重に資することを目的とした指導を行っています。

地域との連携等

- ・施設内農場で栽培した野菜を、市内の子ども食堂の食材として提供しています。
- ・社会貢献活動として、近隣の神社の清掃を行っています。

◇播磨学園（所在地：八幡町宗佐 544）

沿革：昭和 24 年 神戸市兵庫区で開設（鈴蘭台学園）

昭和 41 年 加古川市に移転（播磨少年院）

平成 12 年 加古川学園の分院として正式運用

収容定員：120 名

- ・短期社会適応課程（SA）：義務教育終了者のうち、少年の持つ問題性が単純または比較的軽く、早期改善の可能性が大きい 17～19 歳の者

施設の特徴

- ・教育方針の一つとして、地域の社会資源を有効に活用した社会貢献活動や、院外委嘱指導等の自主的活動を通じて、自主性・自律性を涵養しています。
- ・退院者等からの相談制度の積極的な運用を進めるとともに、出院後も関係機関等と連携しながら、退院者の社会復帰を援助しています。

地域との連携等

- ・社会貢献活動として、老人ホームや特別支援学校等において、清掃作業や車椅子の清掃作業を実施しています。
- ・院外委嘱指導として、店舗や老人ホーム等において 4～5 日間の活動を実施しています。

## 民間団体による取組事例

加古川市内の更生保護関係団体では、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを支えるために、さまざまな取り組みが行われています。

### ◇加古川保護区保護司会

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、地域の実情に通じているという特性を生かしながら、犯罪予防活動に取り組んでいます。

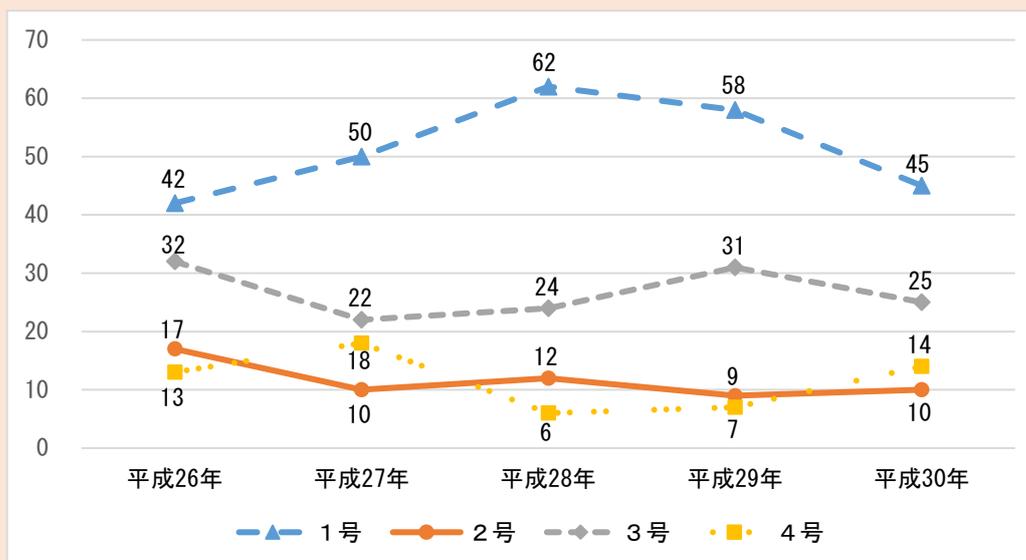
沿革：大正 5 年 加古川市、加古郡、明石市西部仏教会有志により結成  
 昭和 14 年 司法保護事業法施行により加古郡、印南郡地域を再結成  
 平成 11 年 保護司法改正により「法定組織」加古保護区保護司会に  
 平成 30 年 加古川保護区保護司会に名称変更

会 員：定員 105 人 現員 98 人

#### 主な活動内容

- ・ 保護観察…保護観察官と協働して、保護観察を受けている人と面接を行い、指導や助言をしたり、本人の悩みに対する相談等を行っています。
- ・ 生活環境の調整…矯正施設に收容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、收容中から帰住先の調査や就職先等の調整を行い、必要な受入態勢を整える活動を行っています。
- ・ 犯罪予防活動…社会を明るくする運動、少年補導活動への協力、更生保護相談など、地方自治体・学校等教育機関・警察関係者等の地域におけるさまざまな機関・団体と連携して、更生保護の啓発活動を行っています。
- ・ 処遇支援活動…市内矯正施設における各種行事への参加や慰問活動等を行っています。

加古川保護区の保護観察事件の状況について（新たに保護観察を開始した人員数）



注1 神戸保護観察所統計による。

注2 1号：保護観察処分少年 2号：少年院仮退院者 3号：仮釈放者 4号：保護観察付執行猶予者

### ◇加古地区更生保護女性会

更生保護女性会は、犯罪や非行をした人たちの更生に関心を持ち、女性として、母としての立場から更生保護へ進んで協力し、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与しようとする女性の集まりです。

沿革：昭和42年 当時の加古川市連合婦人会を母体として設立

会員：約170名

主な活動内容

- ・矯正施設への支援や協力…毎月、加古川学園の誕生会や播磨学園の意見発表会に参加し、少年の立ち直りを支えるほか、運動会や成人式等の各種行事にも参加しています。また、矯正展にバザーを出店し、更生保護女性会活動や更生保護についての理解を深めてもらえるよう啓発活動を行っています。
- ・更生保護施設への支援や協力…県内に3ヶ所ある更生保護施設を訪問して、ディナーサービスで「おふくろの味」を提供したり、もちつきに参加したりしています。また、年末には「歳末愛の持ち寄り運動」で各施設に食料品や日用品を贈ることで、更生の援助を行っています。
- ・犯罪防止活動…保護司会やBBS会をはじめとする関係機関・団体と連携して、社会を明るくする運動など、更生保護の啓発活動を行っています。

### ◇BBS会

BBS会とは、非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。全国に約450のBBS会があり、約4,500人の会員が活動しています。

主な活動内容

- ・ともだち活動…兄や姉の立場から同じ目線に立って、非行少年たちの話し相手、相談相手となり、彼らの成長や悩みの解消を手助けしています。
- ・非行防止活動…様々な広報活動や各種イベント、集会などを地域で実施し、犯罪や非行のない明るい社会の実現に努めています。
- ・社会参加活動、社会貢献活動への協力…保護観察所と協力し、少年たちと共に社会奉仕活動などの様々な活動に参加しながら、社会や誰かの役に立つ喜びを分かち合っています。
- ・グループワーク…少年たちとグループになってスポーツやレクリエーションなど行います。共に何かを楽しむことにより、少年たちに一人ひとりのときとは違った共感や、心を開くきっかけを与えます。

\*現在、加古川市には平成28年5月に結成された「兵庫大学地区BBS会」があります。